

(交付要綱) 別表 1

メニュー			補助対象経費	補助額 (千円未満切捨て)	補助金限度額
番号	区分	細目			
37	山の幸振興総合対策事業		<p>市町村が適当と認める団体が行う、地域に存する特用林産物等「山の恵み」を生かした新たな地場特産品を生み出し、地域の特性を生かした販売方法の導入により確実な商品化を図り、生産収入を上げるとともに就労の場の確保に資するための山の幸振興総合対策事業に要する経費</p> <p>※ 消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）に係る取扱い</p> <p>(1) 交付の申請 市町村等の長は、補助金の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものにあつては、この限りでない。</p> <p>(2) 消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還</p> <p>① 市町村等の長は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに地方振興事務所長へ報告しなければならない。</p> <p>② 地方振興事務所長は、前項の報告があつた場合には、当該報告に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。</p>	補助対象経費に3分の1を乗じて得た額以内	1事業主体当たりの補助対象事業費が300千円以上の事業を対象とする。

(交付要綱) 別表 1

メニュー			補助対象経費	補助額 (千円未満切捨て)	補助金限度額
番号	区分	細目			
37	山の幸振興総合対策事業		<p>市町村が適当と認める団体が行う、地域に存する特用林産物等「山の恵み」を生かした新たな地場特産品を生み出し、地域の特性を生かした販売方法の導入により確実な商品化を図り、生産収入を上げるとともに就労の場の確保に資するための山の幸振興総合対策事業に要する経費</p> <p>※ 消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）に係る取扱い</p> <p>(1) 交付の申請 市町村等の長は、補助金の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものにあつては、この限りでない。</p> <p>(2) 消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還</p> <p>① 市町村等の長は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに地方振興事務所長へ報告しなければならない。</p> <p>② 地方振興事務所長は、前項の報告があつた場合には、当該報告に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。</p>	補助対象経費に3分の1を乗じて得た額以内	1事業主体当たりの補助対象事業費が300千円以上の事業を対象とする。